

別紙 1

循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託 仕様書

令和 7 年 9 月

勝浦市

第1章 総則

第1節 一般事項

第1項 業務の目的

勝浦市（以下、「本市」という。）の可燃ごみ焼却施設である勝浦市クリーンセンターは、供用開始後約40年が経過し、老朽化が進んでいることから、新たな施設整備が不可欠な状況である。

本業務は、ごみ処理広域化計画に基づき、市原市で整備を進めている新可燃ごみ処理施設への搬入を前提とした、可燃ごみの中継施設の整備に必要な「施設整備基本構想」を策定することを目的とする。また、施設整備にあたり循環型社会形成推進交付金制度を活用するため、交付金申請に必要な「循環型社会形成推進地域計画」を一体的に策定するものである。

なお、基本構想の策定にあたっては、既存施設の有効活用の可能性を含めて検討するものとし、地域計画については、市原市と他市町と合同で提出することから、記載内容は市原市の地域計画に準拠すること。

第2項 業務の名称

循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託

第3項 業務の期間

自 令和7年 契約締結日翌日

至 令和9年 3月23日

ただし、循環型社会形成推進地域計画の素案は令和8年3月末までに作成し、令和8年9月までに2市2町（市原市、いすみ市、御宿町、大多喜町）との調整結果を必要に応じて作成すること。

第2節 共通仕様

第1項 適用範囲

本仕様書は、本業務「循環型社会形成推進地域計画等策定業務」の遂行に適用する。なお、本仕様書に明記されていない事項で、計画策定上必要と判断される場合は、本市と協議の上で実施するものとする。

第2項 業務内容

詳細については、「第2章 業務の内容」によるものとする。

第3項 疑義

本業務の仕様書記載事項について疑義が生じた場合、受託者は速やかに本市の担当職員と協議を行い、その意図するところを十分に理解した上で業務を遂行するものとする。

第4項 業務内容の変更

本市が業務内容の変更を必要と認めた場合には、本市と受託者による協議により決定するものとする。また、成果品に本仕様書に適合しない箇所が発見されたときは、本市の指示により受託者の責任と費用負担において変更等を行うものとする。

第5項 機密の保持

受託者は本業務の遂行上知り得た事項について、本市の承諾なく第三者に漏洩してはならない。また、本業務以外の目的で利用してはならない。契約終了後、契約解除等の場合も同様とする。受託者は、コンサルタントとして中立性を厳守すること。

第6項 関係機関との協議

受託者は、関係官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく本市に報告すること。打合せを実施した場合は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、本市の監督職員と受託者の管理技術者が確認の上、それぞれ保管すること。

第7項 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめ、関連する法令、省令、規則、細則、通知、通達、条例等を遵守しなければならない。

第8項 関連する計画との整合

本市が策定した他の計画との整合性を図ること。また、別途策定中の「勝浦市一般廃棄物処理基本計画」の推計値等と整合性を図り、業務を遂行すること。

第9項 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料で本市が所有及び入手可能なものについては、受託者に貸与する。貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上本市に提出し、業務完了とともに速やかに返却すること。

第10項 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本市へ提出すること。

第11項 提出書類

受託者は本業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、本市の承認を受けて実施する。また、受託者は、本業務を円滑に実施できる体制を整備すること。

1. 着手時

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者届及びその経歴書（資格書の写しを含む）

2. 完了時

- (1) 業務完了届
- (2) 成果品納品書

第12項 配置技術者

受託者は本業務の遂行にあたり、下記に掲げる要件を満足させる技術者等を配置すること。

なお、各技術者は兼務できないものとし、各々雇用継続期間1年以上の自社の正社員とする。

また、以下の配置技術者は過去5年以内（令和2年度～令和6年度）に地方公共団体から発注された同種業務（可燃ごみ中継施設またはマテリアルリサイクル施設に係る施設整備基本構想策定業務）を実施した経験を有すること。

(1) 管理技術者

技術士法に定める技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環※または総合技術監理部門：衛生工学一廃棄物・資源循環※）の資格を有するもの。

(2) 照査技術者

技術士法に定める技術士（総合技術監理部門：衛生工学一廃棄物・資源循環※）の資格を有するもの。

(3) 主担技術者

技術士法に定める技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環※または総合技術監理部門：衛生工学一廃棄物・資源循環※）の資格を有するもの。

(4) 建築担当技術者

建築士法に定める一級建築士の資格を有するもの。

※技術士（総合技術監理部門：衛生工学）、技術士（衛生工学部門）においては、

試験制度改正前の選択科目となる、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理についても同等とみなす。

第 1 3 項 施設内への立ち入りについて

受託者は、本業務の遂行上、本市が指定する施設等への立ち入りが必要な場合は、本市担当職員と協議の上、その許可を得るものとする。

第 1 4 項 その他

本業務について、本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、本市と受託者が相互に誠意をもって協議の上、その都度定めるものとする。

第 1 5 項 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------------------|----------------|----|-------|
| 1. 循環型社会形成推進地域計画書 | C D - R | 一式 | |
| 2. 中継施設整備に係る基本構想 | A 4 版 (レザック製本) | | 1 0 部 |
| 3. 同上概要版 | A 3 版 | | 3 0 部 |
| 4. 上記電子データ (P D F 形式) | C D - R | 一式 | |
| 5. 議事録 | A 4 版 | 一式 | |

第 1 6 項 業務完了時の検査及び引き渡し

受託者は、業務完了後、速やかに成果品を提出し、本市の検査を受けるものとする。検査に合格した成果品を、本市に引き渡すことで業務完了とする。

第 2 章 業務の内容 (特記仕様)

第 1 節 循環型社会形成推進地域計画の策定業務

本市が計画している廃棄物運搬中継施設 (可燃ごみ) 事業について、循環型社会形成推進交付金制度を適用して進めていくために必要な計画を策定する。

本計画では、計画対象地域の循環型社会形成推進を図るための一般廃棄物処理全体の計画について、廃棄物処理法第 5 条の 2 および同第 5 条の 3 との整合性を図りながら、計画対象地域・計画期間・基本的な方向性・処理の目標等について整理していく。作成内容については、環境省の提示する循環型社会形成推進地域計画のマニュアルに準拠するものとする。また作成にあたっての諸条件については令和 7 年度に本市が策定する一般廃棄物処理基本計画の内容に準拠すること。

なお、本計画は令和8年3月までに作成するものとし、県及び国に対しての提出は市原市が代表して行い、計画内容も包含される。よって、令和8年3月から本業務の工期末までに市原市及び県より修正依頼や問い合わせがあった際は修正と回答の支援をすること。

1. 計画の基本的な事項

(1) 基本情報

ア. 対象地域

計画地域の人口、面積を整理する。また、計画地域の施設位置等、計画に必要な情報を示した地図を作成する。

イ. 計画期間

5年間とする。ただし、計画期間が5年では妥当ではないと判断する場合は、7年を限度として設定する。

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

広域化・集約化の検討状況について、市町村間の調整状況、広域化・集約化の達成年度などの目標、施設整備の広域化・集約化における位置づけ等、具体的に記載すること。

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく取組みとして、対象地域におけるプラスチック資源の分別収集及び再商品化の実施状況について記載すること。

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物の処理の現状と目標

過去5年以上の一般廃棄物の排出量、再生利用量、エネルギー回収量、中間処理による減量化量、および最終処分量の推移を把握し、直近年の実績を取りまとめること。

(2) 一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図

循環型社会の実現に向け、目標年次における排出量、再生利用量、エネルギー回収量、最終処分量など、地域で必要とされる目標量を設定します。この目標設定にあたっては、別途策定中の「勝浦市一般廃棄物処理基本計画」の目標値などを活用することを基本とします。また、過去5年以上の実績に基づき、計画期間内の生活系ごみ・事業系ごみの排出量・処理量等の将来予測を実施した上で、

適切な目標値を設定します。目標達成時の一般廃棄物の処理状況をフロー図で作成すること。

3. 目標に向けた施策

(1) 発生の抑制、再使用、再利用の推進

発生抑制や再使用に関する施策の現状を取りまとめ、今後の循環型社会形成に向けて地域で有効・必要となる施策について、内容を取りまとめることとする。

(2) 処理体制

一般廃棄物（家庭系ごみ、事業系ごみ）および産業廃棄物（併せ）の処理体制についての現状と今後を取りまとめることとする。また、今後の循環型社会形成に向けて有効・必要となる施策について、内容を分かりやすく取りまとめることとする。

(3) 処理施設の整備

本市が計画している廃棄物運搬中継施設（可燃ごみ）について、その位置づけ、整備時期等を明確にした上で、本地域計画の交付対象に該当する施設整備内容（施設の機能や規模）について、一覧表に取りまとめ、その整備理由などを明らかにすることとする。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備を行う際に必要となる各種調査等について、その必要性や調査内容等を取りまとめること。

(5) 関連するその他の施策

循環型社会形成を推進していく上で必要となる施策のうち、前述した施策以外で必要となるものについて、内容を取りまとめることとする。以下の項目については、必ず記載するものとする。

ア. ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容

イ. プラスチック資源に関する施策内容

ウ. ごみ処理手数料有料化の実施内容

エ. リチウム蓄電池に関する施策内容

オ. 事業系ごみに関する施策内容

カ. 災害廃棄物処理に関する事項

キ. 生活排水の処理に関する施設整備事業及び浄化槽事業（実施する場合）

4. 計画のフォローアップと事後評価

計画のフォローアップ及び事後評価の体制と方法を明確にすること。当該計画における目標値の達成状況等について、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要

に応じて協議会を開催し、計画の見直しを図ること。また、計画期間終了後、目標達成状況の評価を実施することとし、その評価結果は次期計画の策定に反映させるものとする。

5. 各種添付資料の作成

勝浦市循環型社会形成推進地域計画策定業務の資料として、交付期間における各交付対象事業の概算事業費の総括表をはじめ、関連する資料を作成することとする。

また、以下の資料についても添付資料として作成するものとする。

(1) 計画開始前過去5年程度から目標年度までの年度ごとの一般廃棄物の処理に係るトレンドグラフ（総人口、事業系ごみ排出量、生活系ごみ排出量、1人当たりのごみ排出量、総資源化量、最終処分量を記載）

(2) 対象地域図

(3) 地域内の施設の現状と予定（位置図）（浄化槽整備区域図及び浄化槽処理推進区域図を含む）

(4) 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（災害が想定されない地域を除く）

(5) 国土強靱化地域計画（事業が記載されているページの抜粋、記載箇所を赤枠）

第2節 可燃ごみ中継施設整備基本構想策定業務

可燃ごみ中継施設の整備にあたり、勝浦市単独で整備した場合と、隣接する御宿町と共同整備した場合を比較し、本市で採用するにふさわしい施設整備内容を検討し、今後の事業推進に資する基本構想を策定する。

1. 基本的事項の整理

公表資料のほか、市が提供する資料を用いて御宿町の状況を把握し、以下の項目を整理する。

(1) ごみ処理の現状

勝浦市及び御宿町のごみ処理体制について以下の項目を整理し、両市町が共同で可燃ごみ中継施設を整備するにあたっての課題を抽出する。

- ア. ごみの分別区分、排出容器（指定、有料化）、収集頻度、処理手数料
- イ. ごみ排出量（現状及び将来）
- ウ. ごみ処理フロー
- エ. ごみ処理施設の状況
- オ. その他必要な項目

(2) 市原市が計画している新焼却施設の整備・運営事業の概要と広域処理に関する制約条件

市原市が計画している新焼却施設の整備・運営事業の事業概要を整理する。また、同施設での可燃ごみ広域処理に際し、市原市が提示する可燃ごみ受入れ条件などを整理する。

(3) 可燃ごみ中継施設の事例調査

可燃ごみ中継施設の方式（コンパクト式、ドラム式等）、整備事例、共同利用事例等を整理する。

(4) 建設候補地の検討に関する事項

建設候補地については3,000㎡程度の面積を条件とし、立地条件、利便性、法規制等から候補地の検討を行う。

2. 可燃ごみ中継施設共同整備の検討

可燃ごみ中継施設を本市が単独で整備した場合と、本市と御宿町が共同整備した場合を比較し、本市で導入するのが最もふさわしい整備方法について検討する。

(1) 施設規模の検討

可燃ごみ中継施設の搬入対象となる計画ごみ量を算定し、本市単独整備、御宿町との共同整備それぞれの場合の施設規模を検討する。

(2) 必要費用の比較

本市単独整備、御宿町との共同整備それぞれの場合について、収集・運搬、可燃ごみ中継施設の整備、維持管理、必要職員等に係る必要な概算費用を求め、それぞれの必要費用を比較する。

(3) メリット、デメリットの整理

必要費用の比較では示されない貨幣価値換算が困難なメリット、デメリットについて、整理する。検討にあたっては住民サービスも考慮すること。

(4) 検討のまとめ

(1)～(3)の検討をとりまとめ、可燃ごみ中継施設整備の広域化の方向性をまとめる。

3. 可燃ごみ中継施設整備構想

「2. 可燃ごみ中継施設広域化の検討」でまとめた方向性に基づき、可燃ごみ中継施設整備構想を取りまとめる。

(1) 建設予定地の基本条件の整理

建設予定地について、以下の項目を整理する。

①土地利用状況

- ②地形・地質
- ③周辺の状況
- ④搬入出道路
- ⑤ユーティリティ条件
- ⑥その他必要な条件

(2) 可燃ごみ中継施設の方式の検討

- 1. (3) で整理した方式のうち、本事業に最も適した方式を決定する。

(3) 可燃ごみ中継施設からの搬出方法の検討

可燃ごみ中継施設から市原市が計画している新焼却施設までの運搬方法について最も適切な方法を決定する。

- ア. 日搬出量（季節変動を考慮し、最大搬出量、平均搬出量等）の検討
- イ. 搬出車両の検討
- ウ. 運営方法（直営、委託、一部委託を比較）の検討

(4) 運搬ルート of 検討

可燃ごみ中継施設から市原市が計画している新焼却施設までの運搬ルートを検討し、輸送距離、道路事情、安全性、道路周辺への影響等について比較検討する。

(5) 課題の整理と事業スケジュールの立案

上記検討を踏まえ、可燃ごみ中継施設整備に向けた課題を整理する。合わせて課題の解決方法及び可燃ごみ中継施設の整備に必要な手続き、業務を整理し、事業スケジュールを立案する。

4. メーカーアンケート調査

中継処理施設整備構想の策定に際し必要となる調査として、メーカーアンケート調査を実施すること。